

## 「コロナ特別給付金法案」(通称)の提出について

### 1. 法案提出の趣旨

新型コロナに関する影響の長期化により、多くの国民の生活に困難が生じている。特に、低所得の住民税非課税世帯や新型コロナによる大幅減収世帯は生活に困窮し、より深刻な状況にある。

こうした中、与党は、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付等を実施することで合意したと報道されているが、詳細は明らかになっていない。

私たちは、本年3月1日、「コロナ特別給付金法案」を提出し、いち早く生活困窮者1人当たり10万円支給することを提案してきたが、政府・与党は審議に応じてこなかった。生活困窮者からは、もう限界との悲鳴が上がっており、迅速かつ手厚い支援が求められている。

私たちは、与党案では不十分であると考え、住民税非課税世帯のみならず、今年所得が非課税世帯と同等の低水準にある者や家計急変により生活を維持することが困難な状況にある者といったより幅広い生活困窮者(大学生等を含む)に対して、年末までに世帯単位ではなく1人当たり10万円の給付金を届けるため、「コロナ特別給付金法案」(通称)を提出するものである。この給付金は、コロナ禍で顕在化した女性の貧困や女性の自殺といった問題解決に資するものでもある。

### 2. 法案の主な内容

#### (1) 給付対象者等

次に掲げる者に対し、特別給付金を支給する。(本年12月末までの支給を目指す)

- ① 住民税が課税されていない者(住民税が課税されている者の扶養親族等を除く。)
- ② 新型コロナの影響を受け家計が急変(大幅減収)するなどにより、生活を維持することが困難になった者

※アパート、下宿等で一人暮らしするなどアルバイト収入、仕送り等により学費等を賄っている大学生等でアルバイト収入、仕送り等が大幅に減少し、生活の維持が困難となっている者等は対象者とする。

※本給付金は、収入が大幅に減少した個人事業者やフリーランス、フリーター等の支援にもなり得るものである。

#### (2) 給付金の額

給付対象者1人につき、10万円を支給する。

【所要額】(一定の仮定を置いた粗い試算)

2.7兆円(対象者数:約2,700万人)

内訳

- ・住民税非課税者((1)①):2.6兆円(約2,600万人)
- ・コロナによる大幅減収者((1)②):0.1兆円(約100万人)

※(1)①の「2,600万人」は、平成28年度の簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の予算上の対象者数(住民税非課税者数)2,200万人に、令和2年のコロナの影響による増加分として推計した400万人を加えた数。なお、大学生等については、対象者数として約100万人を想定している。